

令和5年2月3日

文部科学省大臣 永岡桂子様
宗教法人審議会 御中

中山国際法律事務所

弁護士 中山達樹



貴省の家庭連合に対する解散命令請求の不行使を求める申入書3

当職が貴省宛に提出した令和4年12月14日付け「文部科学省の家庭連合に対する解散命令請求の不行使を求める申入書」(以下「申入書1」といいます。)及び令和5年1月4日付け「貴省の家庭連合に対する解散命令請求の不行使を求める申入書2」(以下「申入書2」といいます。)に加えまして、家庭連合に宗教法人法(以下、単に「法」といいます。)81条の解散事由がない理由を追加でお伝えさせていただきます。

貴省におかれましては、本書記載の事由をご高配いただき、家庭連合に対し解散命令の裁判を提訴しないことを、改めて申し入れます。

目次

第1 総論

第2 解散命令は「必要でやむを得ない」手段

第3 「必要でやむを得ない」とはいえない

1 他宗教との比較

2 家庭連合の甚大な被害

第4 結語

第1 総論

宗教法人法の制定経緯・法文・他法人の解散命令との比較・判例等から、解散命令は「必要でやむを得ない」場合のみに認められる。しかし、家庭連合の被害や他の宗教法人との比較をすれば、家庭連合の解散が「必要でやむを得ない」とはいえない。

第2 解散命令は「必要でやむを得ない」手段

解散命令は、憲法上の信教の自由に鑑み、「必要でやむを得ない」場合に限り、極めて制限的に行われる。

1 制度趣旨と文言

昭和26年の宗教法人法の制定経緯に鑑みると、法81条の解散命令は極めて制限的に用いられる。すなわち、戦前の宗教団体法が宗教団体の統制等を根本原則としていたのに対し、戦後の宗教政策は、憲法が保障する信教の自由と政教分離を原則とし、宗教団体の自治を最大限尊重することとした（資料33）。そのため、所轄庁（貴省）の宗教法人に対する権限行使は、他の法人に比べて、謙抑的であるべきとされた（資料34）。

それゆえ、解散命令を定める法81条1項1号は、「著しく」公共の福祉に反することが「明らか」という、他のどの法人の解散事由にもない最も厳格な法文の表現をしている⁴。

なお、法81条の他にも、法が、他の法人に比べ所轄庁の権限行使が謙抑的・制限的であることを予定していることは、以下の各条文においても明示的に表現されている。

(1) 法1条2項

「この法律のいかなる規定も、個人、集団又は団体が、その保障された自由（信教の自由）に基いて、教義をひろめ、儀式行事を行い、その他宗教上の行為を行うことを制限するものと解釈してはならない」

(2) 法85条

「この法律のいかなる規定も、文部科学大臣、都道府県知事及び裁判所に対し、

⁴ 会社法824条、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律261条1項の解散命令、会社法827条の外国会社に対する営業所閉鎖命令、独占禁止法95条の4の事業者団体の解散宣告、政令による解散命令としての農業協同組合法95条の2、中小企業等協同組合法106条第2項や私立学校法62条の定めと比べ、文言上、要件が厳格である。これらの他の法人の解散事由を別紙1に記す。

宗教団体における信仰、規律、慣習等宗教上の事項についていかなる形においても(…)干渉する権限を与えるものと解釈してはならない」

2 会社法及び一般社団・財団法人法との比較

このような法の文言のみならず、他の法人と比べると、法の定める解散事由と解散命令手続が厳格に解釈されるべきことが分かる。

(1) 「刑罰法令」に限られる

会社法824条・827条や一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団法人・財団法人法」という。)261条では、解散事由として(権限逸脱・濫用の他に)「刑罰法令に触れる行為をした場合」に限定している。このように、会社法等が「刑罰法令」違反に限定しているのにもかかわらず、より厳格に解釈されるべき宗教法人の場合に広く「刑法のみならず民法(不法行為)を含む」と緩やかに解釈されるのは、著しく均衡を欠く。

(2) 告知聴聞の機会がない

会社法及び一般社団・財団法人法では、単なる刑罰法令違反行為ではなく、

「法務大臣から書面による警告を受けたにもかかわらず、

なお継続的に又は反覆して当該行為をしたとき等

という「事前の書面による警告」「継続的な警告違反」を解散命令の要件としている。いわゆる告知聴聞の機会を明示的に付与しているのである。会社法等でさえ告知聴聞の機会を与えていたのであるから、より憲法上の自由を保護する必要が高い宗教法人法では、なおさら告知聴聞の機会を与える必要性は高い。

しかしながら、家庭連合には告知聴聞の機会が与えられたとはいえない。昨年來の貴省による3度の質問権行使では、家庭連合のどのような行為が、法のどの解散事由に該当する疑いがあるのか、何ら明示されていないからである。

告知聴聞の機会を与えずに解散命令を下すことは、憲法上の自由の著しい侵害であり、許されない。

3 判例の制限的解釈 -「必要でやむを得ない」

法の解散命令に関する裁判例でも、極めて制限的な解釈が繰り返されている。

(1) 東京地裁平成29年2月6日判決

家庭連合に対する解散命令の不行使につき全国弁連による国家賠償請求を棄却した事案で、裁判所は、解散命令請求を含む宗教法人法の各措置が「必要最

小限」の規制権限である旨を以下のとおり判示した(資料26の15頁)。

「宗教法人が、法人格を付与された趣旨に沿って適切に運営されるように、公益的な観点から、信教の自由に配慮しつつ、宗教法人の世俗的側面に限って必要最小限の規制権限を所轄庁に付与したものである。」

(2) オウム真理教最高裁判決

オウム真理教の解散命令に関する最高裁判決(平成8年1月30日)も、解散命令の判断にあたり、

「宗教上の行為の自由は、もとより最大限に尊重すべき」
「憲法の保障する精神的自由の一つとしての信教の自由の重要性に思いを致し、憲法がそのような規制を許容するものであるかどうかを慎重に吟味しなければならない」

と述べた上で、

「信者らの精神的・宗教的側面に及ぼす影響を考慮しても…
必要でやむを得ない」

と判断してオウム真理教の解散命令を認めた(資料35)。

第3 「必要でやむを得ない」とはいえない

以上のように、法の制定経緯や他の法人との比較から解散命令は極めて限定的に解釈されるべきであり、実際、最高裁判所も「必要でやむを得ない」場合に限って法の解散命令を認めた。

しかるに、申入書1及び申入書2で述べた事由に加え、以下2点からも、家庭連合の解散が「必要でやむを得ない」とはいえない。

1 他の宗教との比較 -より悪質なのに存続している2宗教団体

解散命令請求の裁判を受けつつ、なお存続している宗教法人が2つある。貴省が基準として挙げる「組織性」や「悪質性」の見地からも、これら2つの法人が解散命令に服さず、家庭連合が解散命令に服すべき宗教法人とは到底いえない。

(1) 念法眞教

宗教法人念法眞教では、教祖が多数の婦人信者に猥褻行為や強姦行為を行い、詐欺的言辞を弄して信者から寄付を募ったばかりか、病人の信者に苦行を強いて

死に至らしめた等の理由で、信者らから解散命令請求がなされた。最終的に、差戻審²は、宗教法人法81条に該当する解散事由が存在しないとして解散命令請求を棄却した。なお、この念法眞教は、現在でも宗教法人として存続している（資料36）。

（2）法友之会

宗教法人法友之会では、「法座」と呼ばれる会合で信者による集団リンチ・暴力が常態化しており、平成2年には教祖と信者7名が京都府宮津市の海岸で「懺悔をさせる」と称して信者に暴行を加えて溺死させた。この事件では、傷害致死罪で教祖らに実刑判決が下った（京都地裁平成12年5月18日）。榎本巧裁判長は、「絶対的な権限を持った寺尾被告（註：教祖）のもとで、暴行が日常的になっていた。宗教活動として許容される限度を超えて」「極めて卑劣で悪質な犯行。反省の態度も示していない」と判示した。

元信者は、平成6年7月、「殴り合い等を強制する法座は暴力行為で、憲法で保障される信教の自由を逸脱している」として解散命令を京都地裁に申し立てたものの、結局、解散命令は下されず、法友之会は、平成21年12月16日にその名称を空聖界に変更し、現在でも宗教法人として存続している（資料37）。

（3）小結

このように、集団リンチで信者を殺害した宗教団体が解散命令を受けていないにもかかわらず、家庭連合が解散命令を受けるべき宗教団体だとは思えない。

2 家庭連合の甚大な被害

また、家庭連合信者に及ぼす影響を考慮すると、解散命令が「必要でやむを得ない」とはいえない。

（1）「公共の福祉」の判断基準

「公共の福祉」（法81条1項1号）は、社会における様々な利益を公平の見地から調整する原理であり、具体的には、解散命令により制約される信教の自由等と、解散命令により保護される公益を利益衡量することとなる。実際、貴省文化庁次長も、

「社会において互いに矛盾をいたします個々の利益を公平に調整し、個人の基本的人権を実質的に保障するための原理として用いられている」

² 差戻し原審：大阪高判昭和38年6月10日下民14巻6号1127頁

と国会で説明し、ここでも憲法上の人権を尊重する立場を取っている（資料38、39）。この「公共の福祉」に、さらに「著しく」…害することが「明らか」との限定がついていることから、「著しく公共の福祉に反すると明らかに認められる」とは、憲法上保障された信教の自由への制約を、解散命令によって保護される利益が「著しく」上回ることが「明らか」な場合を指すと解釈すべきである。

（2）家庭連合の被害は甚大

これを本件にあてはめると、家庭連合とその信者の多くは、申入書2で触れたように法人の存続を望んで嘆願書を提出しており、2世信者を含めて家庭連合の教えに幸せを感じている（資料27）。そのため、法人が解散となれば信仰の自由への甚大な侵害となる。

あまつさえ、令和4年7月の安倍元首相殺害後、家庭連合とその信者は官民から別紙2のような風評被害・人権侵害を受けており、万一、解散命令の裁判が開始されれば、さらに入権侵害が拡大することは必至である。

一方、申入書1及び2で触れたように、家庭連合に対しては最近の約7年間の献金行為に関し、1件も裁判が提訴されていない。これは献金の「被害者」が存在しないに等しいのであり、解散命令により保護される公益が果たして存在するのであるか。

このように、実質的かつ精緻な比較衡量をすれば、解散命令により被る制約を、同命令により保護される利益が著しく上回ることが明らかとは到底いえない。したがって、「著しく公共の福祉に反すると明らかに認められる」との要件を満たさない。

第4 結語

以上のとおり、①宗教法人法の制定経緯、②他法人の解散命令の定めとの比較、③最高裁判例、④他の悪質な宗教法人が解散命令を下されていないこと、及び⑤家庭連合信者に及ぼす被害との均衡からしても、家庭連合に関しては、解散命令の要件を満たし得ない。

貴省におかれでは、改めて本書記載の事実等を吟味いただいた上で、解散事由の是非をご判断いただきたい。

別紙1

他の法人の解散命令の定め

1 会社法 824条(会社の解散命令)1項

裁判所は、次に掲げる場合において、公益を確保するため会社の存立を許すことができないと認めるときは、法務大臣又は株主、社員、債権者その他の利害関係人の申立てにより、会社の解散を命ずることができる。

- 一 会社の設立が不法な目的に基づいてされたとき。
- 二 会社が正当な理由がないのにその成立の日から一年以内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したとき。
- 三 業務執行取締役、執行役又は業務を執行する社員が、法令若しくは定款で定める会社の権限を逸脱し若しくは濫用する行為又は刑罰法令に触れる行為をした場合において、法務大臣から書面による警告を受けたにもかかわらず、なお継続的に又は反覆して当該行為をしたとき。

2 会社法 827条(外国会社の解散命令)1項

裁判所は、次に掲げる場合には、法務大臣又は株主、社員、債権者その他の利害関係人の申立てにより、外国会社が日本において取引を継続してすることの禁止又はその日本に設けられた営業所の閉鎖を命ずることができる。

- 一 外国会社の事業が不法な目的に基づいて行われたとき。
- 二 外国会社が正当な理由がないのに外国会社の登記の日から一年以内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したとき。
- 三 外国会社が正当な理由がないのに支払を停止したとき。
- 四 外国会社の日本における代表者その他その業務を執行する者が、法令で定める外国会社の権限を逸脱し若しくは濫用する行為又は刑罰法令に触れる行為をした場合において、法務大臣から書面による警告を受けたにもかかわらず、なお継続的に又は反覆して当該行為をしたとき。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 261条(解散命令)

裁判所は、次に掲げる場において、公益を確保するため一般社団法人等の存立を許すことができないと認めるときは、法務大臣又は社員、評議員、債権者その他の利害関係人の申立てにより、一般社団法人等の解散を命ずることができる。

- 一 一般社団法人等の設立が不法な目的に基づいてされたとき。
- 二 一般社団法人等が正当な理由がないのにその成立の日から一年以内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したとき。
- 三 業務執行理事(代表理事、代表理事以外の理事であつて理事会の決議によって一般社団法人等の業務を執行する理事として選定されたもの及び当該一般社団法人等の業務を執行したその他の理事をいう。)が、法令若しくは定款で定める一般社団法人等の権限を逸脱し若しくは濫用する行為又は刑罰法令に触れる行為をした場合において、法務大臣から書面による警告を受けたにもかかわらず、なお継続的に又は反復して当該行為をしたとき。

4 独占禁止法 95条の4第1項

裁判所は、十分な理由があると認めるときは、第八十九条第一項第二号又は第九十条に規定する刑の言渡しと同時に、事業者団体の解散を宣告することができる。

5 農業協同組合法 95条の2

次の場合には、行政庁は、当該組合又は農事組合法人の解散を命ずることができる。

- 一 組合又は農事組合法人が法律の規定に基づいて行うことができる事業以外の事業を行つたとき。
- 二 組合又は農事組合法人が、正当な理由がないのに、その成立の日から一年を経過してもなおその事業を開始せず、又は一年以上事業を停止したとき。
- 三 組合又は農事組合法人が法令に違反した場合において、行政庁が前条第一項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき。

6 中小企業等協同組合法 106条(3項4項省略)

- 1 行政庁は、第一百五条の三第二項の規定により報告を徴し、又は第一百五条第二項若しくは前条第一項の規定により検査をした場合において、組合若しくは中央会の業

務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款、規約、共済規程若しくは火災共済規程に違反し、又は組合若しくは中央会の運営が著しく不当であると認めるときは、その組合又は中央会に対し、期間を定めて必要な措置を探るべき旨を命ずることができる。

- 2 行政庁は、組合若しくは中央会が前項の命令に違反したとき、又は組合若しくは中央会が正当な理由がないのにその成立の日から一年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合又は中央会に対し、解散を命ずることができる。

7 私立学校法 62条

- 1 所轄庁は、学校法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基く所轄庁の処分に違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限り、当該学校法人に対して、解散を命ずることができる。
- 2 所轄庁は、前項の規定による解散命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。
- 3 所轄庁は、第一項の規定による解散命令をしようとする場合には、行政手続法第十五条第一項の規定による通知において、所轄庁による聴聞に代えて私立学校審議会等による意見の聴取を求めることができる旨並びに当該意見の聴取の期日及び場所並びに当該意見の聴取に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地を通知しなければならない。この場合において、所轄庁は、次に掲げる事項を教示しなければならない。
 - 一 当該意見の聴取の期日に私立学校審議会等に出席して意見を述べ、及び証拠書類若しくは証拠物を提出し、又は当該意見の聴取の期日における私立学校審議会等への出席に代えて陳述書及び証拠書類若しくは証拠物を提出することができること。
 - 二 当該意見の聴取が終結する時までの間、所轄庁に対し、第一項の規定による解散命令の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めること。

別紙2

家庭連合に関する被害一覧(令和4年)

1 国政レベル

自由民主党:家庭連合との関係遮断の基本方針発表(8/31)

→板橋一好・栃木県議が関連団体の代表辞任(9/6)

2 地方レベル

(1) 地方議会の排除決議

ア 富田林市:旧統一教会及びその関連団体とは一切関わりを持たない(9/28)

イ 富山市:旧統一教会は極めて問題のある団体、一切関わりを持たない(9/28)

ウ 大阪市:旧統一教会等の反社会的団体の活動と一線を画する(11/28)

エ 北九州市:旧統一教会との間で、会費の納付等の関係を一切持たない(12/15)

オ 大阪府:旧統一教会等の悪質な活動と一線を画する(12/20)

(2) 施設利用拒否

水戸市:家庭連合関連団体への施設貸出しを「公共の福祉を損なう恐れ」を理由に停止(10/5)

3 メディア・全国弁連

(1) 紀藤正樹弁護士

「一番ひどい事案はお金を集めるために信者に売春させた事件」(7/20「情報ライブミヤネ屋」)

「暴力団が、子供の脱会のために親からもらったお金を統一教会に渡す」(9/9「おはよう一直線」)

(2) 有田芳生氏

「靈感商法をやってきた反社会的集団だって言うのは警察庁ももう認めている」(8/19「スッキリ」)

4 本部・施設

(1) 一宮教会・名城教会に「カルトは出てけ」等ペンキで書かれた(8/14と15に犯人は罰金刑)

(2) デモ参加者が本部敷地内へ入り、陰部を示す公然わいせつ行為で罰金刑(7/29、9/10)

(3) 浜松家庭教会のプランター等合計8個が投げ飛ばし、道路に散乱された(8/31)

(4) 脅迫及び暴言を含む電話、手紙及び街宣活動等が3か月弱で合計170件(7月～9月)

5 信者等

(1) 職場・学校での嫌がらせ・暴言等が8件(7月～9月)

(2) 脱会要求、離婚要求その他信者の家族からのハラスメントの報告が132件(7月～9月)

(3) 佐藤正久参院議員が、叔父が信者であるという理由だけで、殺害予告を受けた(R5.1/16)